

令和4年度（2022年度）実地検査結果（主な口頭指導）

事業種別	指導内容分類		指導内容
有料老人ホーム	運営に関すること	身体的拘束等の適正化を図る措置	適正化委員会を開催し、指針を整備するとともに研修を行うこと。
		食事サービス	献立は栄養士が作成すること。
		金銭管理	管理規定等に、本人又は身元引受人等への定期的報告に係る事項を定めること。
訪問介護	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	事故発生時の対応に「連絡」・「記録」をする旨を加えること。 第三者評価の実施状況を記載すること。
		運営規程	キャンセル料を記載すること。 料金の利用者負担割合について、1割だけではなく2割、3割も記載すること。
		勤務体制の確保	常勤・非常勤の別、兼務関係を明らかにすること。 資質向上のための研修の機会を確保すること。
		居宅サービス計画等の変更の援助	必要に応じてケアプラン変更の援助をすること。
		訪問介護計画の作成	計画の実施状況や評価について、利用者に説明をすること。 訪問介護計画の作成にあたって、担当する訪問介護員の氏名を明らかにすること。 訪問介護作成から同意までの期間が大きく開いているので注意すること。
(介護予防)訪問入浴	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	苦情処理の体制と手順を記載すること。
(地域密着型)通所介護	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。 事故発生時の対応に「記録」をする旨を加えること。
		運営規程	キャンセル料を記載すること。 延長サービスを行う時間を明記すること。
		通所介護計画の作成	事業所の屋外でのサービスを提供する場合は、あらかじめ通所介護計画に位置付けること。
(介護予防)短期入所生活介護	運営に関すること	設備及び備品	画びょう・マグネットを使用しないこと。
		内容及び手続の説明及び同意	事故発生時の対応について、「採った措置について記録をする」ことを追記すること。
(介護予防)特定施設入居者生活介護	運営に関すること	設備及び備品	画びょう・マグネットを使用しないこと。
(介護予防)福祉用具貸与	運営に関すること	勤務体制の確保	常勤・非常勤の別、兼務関係を明らかにすること。
		福祉用具貸与計画の作成	常勤・非常勤の別、兼務関係を明らかにすること。 品目が追加された際に、計画を変更すること。
(介護予防)特定福祉用具販売	運営に関すること	勤務体制の確保	常勤・非常勤の別、兼務関係を明らかにすること。
介護老人福祉施設	介護給付費の算定及び取扱いに関すること	個別機能訓練加算	実施方法の評価を詳しくするなどして、評価内容を充実すること。
居宅介護支援	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	事故発生時の対応に「連絡」・「記録」・「賠償」をする旨を加えること。 重要事項説明書の「東京都指定」を「八王子市指定」に改めること。
		運営規程	通常の事業の実施地域を重要事項説明書と合わせること。
介護予防支援	運営に関すること	虐待の防止	虐待防止の研修を新規採用時に実施すること。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	運営に関すること	勤務体制の確保	職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係を明らかにすること。
夜間対応型訪問介護	運営に関すること	夜間対応型訪問介護計画の作成	夜間対応型訪問介護計画の作成にあたって、担当する訪問介護員の氏名を明らかにすること。
(介護予防)認知症対応型通所介護	運営に関すること	認知症対応型通所介護計画の作成	サービス内容の変更に伴う計画の見直し時にサービスの実施状況等の評価と記録、その説明を適正に行うこと。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	運営に関すること	設備及び備品	画びょう・マグネットを使用しないこと。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	事故発生時の対応について、「採った措置について記録をする」ことを追記すること。
		運営規程	食材料費のキャンセル料を記載すること。